

平成30年5月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-1-10-205
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744
e-mail：info@e-606.net

M字カーブ解消？働く30歳代女性が増加中

◆雇用環境、依然として良好

今年1月、総務省は「労働力調査（29年）」を公表しました。「完全失業率が前年より18万人減」「就業者が前年より65万人増」「労働力人口が5年連続で増」など、全体的に雇用が進んでいることが調査結果に表れています。

◆「M字カーブ解消」とは

同調査結果で特筆すべきなのが、30歳代の女性の労働人口比率（就業率）が69.4%と、米国を抜くほど大きく改善したことです。いくつかのメディアではこの結果を、「M字カーブ（現象）ほぼ解消」と報じました。

「M字カーブ現象」とは、日本の女性の就業率を年齢階層別に比較すると、20歳代や40歳代が高い一方で30歳代は低いと、グラフにするとM字型を描く現象のことです。先進諸国ではほとんど見られないう、日本固有の現象として問題視されてきました。

◆働く30歳代女性増加の背景

M字カーブ現象があった背景には、20歳代で働きはじめた女性が30歳代で出産・育児のため（やむを得ず）職を離れ、育児が一段落した40歳代で再就職するというワークスタイルがありました。

M字カーブの解消傾向は、仕事と育児を両立しようという女性が増えていること、および国によるさまざまな両立支援策（たとえば育児・介護休業法の改正による育児休業の延長、短時間勤務やフレックスタイム制など「多様な働き方」の浸透、保育所の定員枠の増加など）の効果が始めていることによる、ワークスタイルの変化があるとみられています。

◆両立支援策で人材定着を

企業も、自社従業員の仕事と出産・育児の両立支援をすすめています。

例えば三越伊勢丹ホールディングスは、「子が4歳に達するまで利用可能な育児休業」「出産・育児ほかの理由で退職した場合、8年以内なら優先的に

再雇用」など、手厚い支援制度で知られています。同社は女性従業員の約半数が30歳代とのことですから、これら支援制度が人材定着にとりわけ大きく寄与していると思われます。

人手不足のいま、両立支援策を上手に活用し、女性従業員の離職を防ぎましょう。

大卒の就職内定率が最高更新 ～売り手市場続く

◆大卒の就職内定率が調査開始以降で最高に

4月に入って、新入社員を迎えた職場も多いことでしょう。一方、売り手市場の中、なかなか新しい人材を探るのが難しいという企業も多いのではないのでしょうか。

厚生労働省、文部科学省の共同調査によると、今春卒業（予定）の大学生の就職内定率は、2月1日現在で91.2%（前年同期比0.6ポイント増）となり、比較可能な2000年以降で最高を更新したそうです。これは2月時点の数字ですので、最終的な内定率はさらに高くなるのが予想されます。学生に有利な売り手市場が続いていることが読みとれる結果となっています。

◆女性の内定率に大きな伸び

男女別にみると、男子大学生の就職内定率は89.9%（前年同期比1.1ポイント増）で、女子は92.8%（前年同期比同）となっています。大卒の内定率は2011年の同時期には77.4%まで落ち込んでおり、特に、女子については同時期75.7%と、男子78.9%に対していっそう厳しい状況でした。この数字から、その後の女子の内定率の伸びが大きいことがうかがえます。

◆企業の採用活動も積極的に

このように、大卒者の採用をはじめ、売り手市場の中、企業の人材確保はいっそう厳しさを増しそうです。そろそろ2019年度の採用活動も本格的に始まっているところでしょう。最近では、学生も様々なルートから情報を集め、自分に合うような企業をリサーチしています。「うちにはどうせ良い人は来ないだろうな……」

などとは思わずに、自社の「売り」を明確にしアピールしつつ、今度の採用活動に取り組んでいきたいものです。

5月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

○特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

○軽自動車税の納付 [市区町村]

○自動車税の納付 [都道府県]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

○確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]